

審 第 5 5 9 4 号
答 申 第 3 5 6 号
令和7年3月27日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年5月25日付け公委（総）発第〇〇号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第320号

令和5年2月26日付けで審査請求人から提起された、令和5年1月20日付け総発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が令和5年1月20日付け総発第〇〇号で行った自己情報部分開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- （1）審査請求人は、令和5年1月5日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により、「私が〇〇年〇〇月〇〇日付け苦情申出書により千葉県公安委員会に苦情を申し出たこと、その苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことについて取得・作成されたもの一切。たとえば、弁護士等と検討や調査や協議や相談等したり、警察署・県警本部・監察部門・警察内部の苦情を受付ける部署など同一の実施機関や別の実施機関などとの内部的に検討や調査や協議や相談等したり、公安委員会の調査に応じたり公安委員会の会議に出席したり公安委員会と遣り取りしたり、公務員や弁護士等と遣り取りしたり、それに前後して作成・取得されたりしたもの、千葉県警察が千葉県公安委員会に提出した行政文書、千葉県警察が千葉県公安委員会で陳述等をした場合の原稿、千葉県警察や千葉県公安委員会の会議の議事録や録音や次第や資料やその出席者や日時や場所等がわかるもの、千葉県公安委員会の調査審議に用いられたもの、前例の調査や協議や相談等に係るもの、郵送や移動に係るもの、封筒や切手の使用やそれらの発送等に係るもの、切手や郵送料や交通費に係るもの、差出票や配達証明書や領収書、公用車の利用や駐車に係るもの（公道への駐車や有料の駐車場や私の自宅の駐車スペースの利用やその手続や連絡に係るものを含む。）、警察車両や公安委員会の車両の利用や電車やバスなどの公共交通機関の利用に係るもの、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たこと、その苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに関連して私が後日電話で連絡や相談等したことの氏名や所属や職名等に係るもの、私との連絡や調整に係るもの（電話によるものを含む）、上記千葉県公安委員会に申し出た苦情のもとになった

出来事において警察官が私に電話してきたことに係るもの、上記千葉県公安委員会に申し出た苦情のもとになった出来事に係る通報の記録、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たことその苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに係り国（検察や行政相談センターを含む）や〇〇といった他の役所から何らかの連絡や遣り取り等があったことに係るもの、上記千葉県公安委員会に苦情を申し出たことその苦情のもとになった出来事、その苦情のもとになった出来事に関連して私が後日電話で連絡や相談等したことに係る公金支出に係る金額、年月日、理由や目的、どこからお金が出たのか等がわかるもの。電磁的記録も含む。廃棄記録、上記の起案、添付文書、上記の関連文書、上記に類する文書等々、とにかく全て。ひろく解釈して御特定下さい。なお、請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、千葉県警察本部総務部総務課（以下「総務課」という。）が保有する本件開示請求に係る個人情報として、「特殊送付物配布簿」（以下「本件文書」という。）に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、千葉県公安委員会（以下、2において「諮問実施機関」という。）に対し、令和5年2月26日付けで本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 諮問実施機関は、本件審査請求を受けて、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる、同条例附則第2項の規定により廃止される前の条例第47条第1項の規定により、令和5年5月25日付け公委（総）発第〇〇号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。
 - ア 審査請求の趣旨
本件決定を取り消して、さらに請求対象文書を特定したうえで、請求した情報は、全て開示するとの裁決を求める。

裁量的開示を実施することを求める。

イ 審査請求の理由

文書の探索が不十分であるか、または、対象文書を開示請求の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

本件不開示部分は、いずれも、条例第17条のいずれの号にも該当しないか、たとえ2号、3号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書き全てに該当する。

不開示部分は、いずれも、条例19条に該当する。

理由付記の不備があるから、当然に処分を取り消すべきである。令和5年1月5日付けの自己情報開示請求に対する処分については、写しの送付を受けた開示文書が、付箋や区切りなどもなく、どの担当所属のものなのかわからない態様で届いたことから記載するが、請求対象外の箇所があるのであれば申請拒否処分に該当して理由付記義務が生じるにもかかわらず、通知書にこれが記載されておらず、条例21条3項の要求する程度の理由付記がなされていない。

(2) また、審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 文書の特定について

そもそも、千葉県公安委員会宛の苦情申出書であるから、千葉県警察本部総務部総務課内宛てではない。そうすると、千葉県公安委員会宛の苦情申出書の収受の記録は、本来、千葉県公安委員会が保有しているべきものであって、千葉県警察本部が保有しているべきものではない。仮にその保有が何らかの根拠があって正当化されることがあったとしても、その根拠は全く明らかではないうえに、公安委員会が警察の警察と言われるように、公安委員会と警察との関係性を考慮すると、甚だ不適切と言うほかない。その点を措くとしても、当該苦情申出の回答の送付に係る文書が何ら特定されていないことからすると、苦情申出の回答に使用した封筒やその郵送料や差出票や受領証や配達証明証やレシート等に係る文書も特定した上で開示すべきである。

イ 理由付記の不備の違法について

処分庁が弁明書の最終頁の最終段落で認めているとおり、本件の開示文書の中には請求対象外と判断された部分が存在し、その判断の理由として、本件開示請求とは関係のない情報が記載されているとのことであるから、これは、請求対象外と判断したことにつき理由付記を欠いたものであって、条例21条3項の要求する理由付記の程度を満たしていない。

ウ 結語

したがって、原処分で特定された個人情報以外にも請求対象となる個人情報が存在するとともに、その特定漏れについても開示・不開示の判断を審議したうえで開示すべきである。

4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

(2) 処分内容及びその理由

ア 処分の内容

(ア) 個人情報の特定について

本件開示請求を受け、本件文書に記録された個人情報を特定し、本件決定を行った。

(イ) 行政文書及び事務の内容

本件文書は、千葉県警察本部総務部情報管理課（以下「情報管理課」という。）から受領した総務課内宛ての送付物のうち、特定記録、簡易書留、書留、配達証明、内容証明、特別送達及びこれらに相当する役務を利用して送付された送付物（以下「特殊送付物」という。）を受信人又は該当係へ配布する際、收受月日、受信係、差出人等を記載する文書である。

イ 処分の理由

(ア) 個人情報の特定について

実施機関において、本件開示請求の内容に基づき対象文書の検索を実施したところ、前記ア（ア）のとおり特定した。

また、本件審査請求を受けて、改めて対象となる個人情報を探索したが、本件決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在しなかった。

(イ) 不開示部分及びその理由について

a 条例第17条第2号及び千葉県個人情報保護条例第17条第2号ハの警察職員を定める規則（平成17年千葉県規則第65号。以下「規則」という。）の該当性

本件文書の収受者欄及び受信人欄の印影（以下、4において「氏名等情報」という。）

条例は、審査請求人に係る個人情報の開示請求権を保障する一方で、条例第17条第2号本文により、開示請求者以外の特定の個人を識別できるもの又は開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、開示対象から除外する旨を規定してい

る。

また、同号本文に該当するものであっても、ただし書イ、ロ、ハ及びニに該当する場合は開示しなければならない旨を規定している。

氏名等情報は、同号本文に該当するとして不開示としており、いずれもただし書には該当しないと判断している。

以下、同号ただし書の該当性について検討する。

- (a) ただし書イは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」を、不開示とする個人情報の例外とする規定であるが、氏名等情報を第三者に提供する法令等や慣行性は存在しない。

したがって、同情報は、ただし書イに該当しない。

- (b) ただし書ロは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」は開示する規定であるが、該当性の判断にあつては、「当該情報を不開示にすることの利益と開示することの利益との調和を図ることが重要であり、開示請求者以外の個人に関する情報について、不開示にすることにより保護される開示請求者以外の個人の権利利益よりも、開示請求者を含む人の生命、健康等の利益を保護することの必要性が上回るときには、当該情報を開示しなければならない。」とされており、氏名等情報を不開示とすることにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護に影響を及ぼすとは考えられず、開示することの必要性は認められない。

したがって、同情報は、ただし書ロに該当しない。

- (c) ただし書ハは、公務員等の職務の遂行に係る情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に係る部分については、開示する規定である。ただし、括弧書により「警察職員であつて規則で定めるものの氏名を除く。」と規定しており、規則第1号において「警部補以下の階級にある警察官」、第2号において「前号の階級に相当する職にある警察官以外の職員」と定めている。

これは、一定の階級にある警察官及び同階級に相当する職にある警察職員の氏名は不開示とすることを規定しており、氏名等情報は、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び同階級に相当する職にある警察職員であるため規則で定める警察職員である。

したがって、同情報は、ただし書ハに該当しない。

- (d) ただし書ニは、イ、ロ及びハに該当しない情報であり、かつ、開示することによって個人の生命、身体、財産その他の利益を侵

害するおそれがないことが、開示請求者と開示請求者以外の個人との関係や個人情報の内容等から客観的に判断できる情報を開示する規定であるが、一般的には個人情報を他人に明らかにすることは不利益であると考えられることから不開示とすることとなるが、例えば、自己の個人情報に含まれる第三者に関する情報で開示請求者が既に知っていることが明らかであり、当該第三者も開示請求者に了知されていることを認識していると考えられ、かつ、当該第三者と開示請求者が利害を共通にする立場にある場合は、当該情報を開示しても第三者の権利利益を侵害することはなく、当該情報は開示されるものである。

氏名等情報を審査請求人が既に知っているのかは明白ではなく、同情報に記載された同人以外の個人と審査請求人との利害が共通している立場にあるとは言えない。

したがって、同情報は、ただし書ニに該当しない。

(e) 小括

以上のことから、氏名等情報は、条例第 17 条第 2 号及び規則に該当することから、不開示とした決定に誤りはない。

b 条例第 19 条の該当性

条例第 19 条は、開示請求に係る個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときは開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる」と規定し、実施機関の判断により、裁量的に当該個人情報を開示する余地を与えたものである。

個人の権利利益を保護するために特に必要があると認めるときとは、実施機関の高度な行政的な判断により、開示することに、当該各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性が特に認められる場合をいう。

開示文書における不開示情報は前記 a に述べたとおり決定しており、同不開示情報の中に、各号の不開示情報の規定により保護すべき利益を上回る個人の権利利益を保護する必要性は認められないことから、不開示とした決定に誤りはない。

(3) 弁明の内容について

審査請求人は、審査請求の理由において、文書検索が不十分である、不開示部分のいずれも条例第 17 条各号に該当しないか、たとえ 2 号、3 号に該当したとしても、開示を定めた同号ただし書に全て該当する。また、条例 19 条に該当するなどとし、開示を求めているが、本件決定で特定した個人情報以外に本件開示請求に係る個人情報は存在せず、実施機関は、

前記（２）イのとおり、本件文書のうち、審査請求人の自己情報となる部分について、条例等の規定に基づき、開示又は不開示の判断をしていることから、本件決定については、適法かつ妥当であると考ええる。

また、請求対象外部分については、本件開示請求とは関係のない情報が記載されており、したがって理由付記の必要はない。

５ 審議会の判断

（１）本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記３（１）アのとおり、本件決定を取り消して、対象文書を更に特定した上で、請求した情報の全てを開示することを求めているので、以下、検討する。

（２）個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、前記３のとおり、文書の探索が不十分であると主張している所以、以下、検討する。

イ 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に、審査請求人が反論書において存在を主張した情報を含めて本件開示請求に係る個人情報の探索を行わせたところ、本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件決定において、本件文書に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人情報が存在するような特段の事情も認められない。

（３）本件決定の不開示情報について

ア 本件文書について

本件文書は、総務課が情報管理課から配布された特殊送付物について、情報管理課からの收受日時や総務課の「収受者」、総務課内で配布した際の受領者である「受信人」等を記録するための文書であり、審査請求人が差出人である特殊送付物に係る記録が記載されていると認められる。

イ 警察官及び警察職員の印影について

（ア）実施機関は、本件文書の収受者欄及び受信人欄の印影について、条例第１７条第２号及び規則に該当して不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

（イ）当該情報は、実施機関の職員の印影であり、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外特定の個人を識別することができるものであるから、条例第１７条第２号本文に該当する。

そして、当該職員が規則第１号で定める警部補以下の階級にある警

察官及び規則第2号で定める警部補以下の階級に相当する職にある警察官以外の職員であることから、条例第17条第2号ただし書ハには該当せず、同号ただし書イ、ロ又はニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、当該情報は、条例第17条第2号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年 5月25日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和5年 7月 3日	反論書の写しの受理
令和6年 9月26日	審議（令和6年度第5回第2部会）
令和6年10月24日	審議（令和6年度第6回第2部会）
令和6年11月21日	審議（令和6年度第7回第2部会）
令和6年12月19日	審議（令和6年度第8回第2部会）
令和7年 1月30日	審議（令和6年度第9回第2部会）
令和7年 2月20日	審議（令和6年度第10回第2部会）
令和7年 3月13日	審議（令和6年度第11回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会